

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止措置要綱

制定 平成20年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）における契約の厳正かつ公正な執行を期するため、有資格者（地方独立行政法人大阪市立工業研究所契約規程により、競争入札の参加者の資格を有する者。以下同じ。）に対する指名停止の措置等に関し、必要な事項を定める。

(指名停止)

第2条 理事長は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所競争入札指名停止審査委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、指名停止を行うものとする。ただし、有資格者が別表5、6、7、10に該当するとき、その他理事長が必要ないと認めるときは、委員会の審議を経ることなく当該有資格者について指名停止を行うことができる。

2 理事長は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けた有資格者について、大阪市と同様の指名停止を行うものとする。

3 前項の指名停止の措置が行われたときは、理事長は、請負又は買入等に係る契約のため指名を行うに際し、停止期間が満了するまで、当該指名停止に係る有資格者を指名しないものとする。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(指名停止の基準)

第3条 有資格者が別表の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各項に掲げる期間を基準として期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 理事長は、指名停止を行う場合において、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき有資格者である下請負人のあることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 共同企業体について指名停止を行う事由が生じたときは、当該共同企業体の構成員について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。研究所が発注した工事以外の工事（以下「一般工事」という。）の共同企業体について、指名停止の事由が生じたときは、当該指名停止の原因となった事案について責を負うべき構成員について指名停止を行う。

3 前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(部門による区別)

第5条 指名停止を受ける有資格者の内部において、指名停止事由の発生部門と他の部門の責任体制が明確に区別されており、かつその責任者として役員を充てている場合、当該部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。ただし、別表3、4のうち死亡事故若しくはこれに準じる重大な事故（以下「重大な事故」という。）並びに別表5、7に該当する場合、その他悪質な事由や重大な結果を生じさせた場合はこの限りではない。

(指名停止の期間の特例)

第6条 指名停止期間は、当該措置要件に該当する事実を知り得た日又はその事実を確認した日から起算する。

2 有資格者が、同一の事案により別表各項の措置要件の二以上に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計をもって指名停止期間とする。ただし、当該指名停止の期間は36月を限度とする。

3 有資格者が、一定の期間内に同種の措置要件に該当することとなったときの指名停止措置については、次の各号に定める要件にしたがい期間の加重を行うものとする。ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。

(1) 有資格者が、別表3又は4の措置要件に係る指名停止の起算日から1年以内に同種の措置要件に該当する事案を発生させたとき 1月を加算

ただし、指名停止の起算日が同日で別表3又は4の処置要件の二に該当したときは、当該措置要件に定める期間の合計に1月を加えるものとする。

(2) 別表5、6、又は7の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、同種の措置要件に該当することとなる行為を行ったとき 2倍(ただし、36月を限度とする。)

4 談合情報を得た場合、又は研究所職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合情報を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について別表6(1)、6(2)、7(1)の措置要件に該当することとなったときは、当該指名停止期間を36月まで延長することができる。

5 有資格者について、悪質な事由があるとき、又は重大な結果を生じさせたとき、若しくは情状に応じて別表各項及び前3項の規定による指名停止の期間を2倍まで延長することができる。ただし、延長後の期間は、通算して36月を限度とする。

6 有資格者について情状酌量すべき理由があるときは、別表各項及び前4項の規定による指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

有資格者が、別表6の措置要件に係る指名停止に該当することとなった場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、前4項の規定による当該指名停止の期間を2分の1とする。

7 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。ただし、変更後の期間は36月を限度とする。

8 指名停止の期間中の有資格者が、合併又は営業譲渡等により、大阪市及び研究所入札参加資格の全部又は一部を承継させた場合は、大阪市及び研究所入札参加資格を継承した有資格者にも指名停止を適用する。

9 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認められるときは、指名停止を解除するものとする。

10 指名停止の期間中の有資格者について、新たに別表各項の措置要件のいずれかに該当することとなったときは、当該要件に定める期間に既に措置されている指名停止の残期間を加えて指名停止期間とする。ただし、当該指名停止の期間は36月を限度とする。

(工事事故の報告)

第7条 有資格者が大阪府内において施工する工事において、事故が生じたときにはすみやかに理事

長に対し報告しなければならない。ただし、一般工事については重大な事故に限る。

- 2 有資格者が前項に規定する工事事故の報告を怠った場合には、指名停止の期間を2倍に延長することができる。

(指名停止の通知)

第8条 理事長は、第2条第1項の規定により指名停止を行い、第6条第7項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第6条第9項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅延なく書面で通知するものとする。ただし、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができる。

(指名停止の公表)

第9条 理事長は、第2条第1項の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、指名停止事由、指名停止の期間等を公表し、第6条第7項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じて公表内容を変更し、又は第6条第9項の規定により指名停止を解除したときは、公表を取り下げるものとする。ただし、理事長が必要でないと認めた場合は、公表を省略することができる。

- 2 入札参加資格の制限を行ったときの公表については、前項の規定を準用する。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 委任された者は、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究所事業実施上重大な支障を及ぼすと認められ、かつ緊急の必要がある場合には、指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。ただし、当該指名停止の原因となった事由が研究所工事の死亡事故で著しく安全対策を怠っていた場合、又は著しく反社会的な行為の場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定により、指名停止期間中に随意契約を締結した場合には、当該有資格者の指名停止期間を延長することができる。

(下請等の禁止)

第11条 理事長は、指名停止の期間中の有資格者が研究所の契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をし、若しくは受託（二次以について降の受託を含む。以下同じ）をすることを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 理事長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(経営不振等)

第13条 当該有資格者が経営不振に陥ったと認められるとき等、契約の相手方としてふさわしくないと認められるときは、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(再度入札の際の取り扱い)

第14条 事情聴取の結果及び工事内訳書の内容により、入札参加者が入札価格又は入札意思について相談を行ったこと、独自に入札価格・工事内訳書を決定しなかったこと、若しくは落札者が決定する前に他の入札参加者に対して入札価格・工事内訳書を意図的に開示したとして、又はその可能性が高いと判断されるとして、当該入札を中止し、又は入札結果を無効とした場合、当該入札参加者の全部又は一部を当該入札の再度入札に参加させないことができる。

(関係機関への報告)

第15条 理事長は、委員会が必要と認めるときは、大阪市契約管財局又は財団法人大阪市建築技術協会等関係機関へ事前に報告し、協議するなど連携を図るものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難しい場合は、理事長は、委員会の審議を経て措置を決定する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	指 名 停 止 期 間
1 過失による粗雑な契約の履行等	
(1) 研究所契約の履行に当たり、過失により粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く）	3月
(2) 研究所発注工事に係る工事成績評定が不良であると認められるとき	2月
(3) 研究所発注工事に係る施行管理等が不良で再三指摘しても改善しないとき	2月
(4) 大阪府内で履行される公共契約で前2号に掲げるもの以外のものの履行にあたり、過失により粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき	2月
2 契約違反	
(1) 研究所契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき	2月
(2) 履行期限を遅延したとき	1月
(3) 物品の納入等について減価採用したとき	1月
3 公衆損害事故	
(1) 研究所発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に事故を生じさせ、または、損害を与えたとき	
ア 重大な事故を生じさせ、又は市民生活に著しい影響を及ぼすなどの重大な損害（以下「重大な損害」という。）を与えたとき	3月
イ 負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であると認められるときを除く）を与えたとき	2月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、重大な事故を生じさせ、又は重大な損害を与えたとき	2月
4 工事等関係者事故	

(1) 研究所発注工事等の施工、遂行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者の事故を生じさせたとき	
ア 重大な事故を生じさせたとき	2月
イ 負傷者を生じさせたとき	1月
(2) 大阪府内における一般工事等の施工、遂行に当たり、安全管理措置が不適切であったため、工事等関係者の重大な事故を生じさせたとき	1月
<b>5 贈賄</b>	
(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）、そのほかの役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもの（以下「一般役員等」という。）又はその使用人が研究所職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 代表役員等	24月
イ 一般役員等	18月
ウ 使用人	12月
(2) 前号に掲げる者が、研究所以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき	
ア 代表役員等	12月
イ 一般役員等	8月
ウ 使用人	4月
<b>6 独占禁止法違反行為</b>	
(1) 研究所契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。以下同じ。）	24月
(2) 前号に掲げるもののほか、研究所契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	12月
(3) 研究所以外の契約（以下「一般契約」という。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき	12月
(4) 前号に掲げるもののほか、一般契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき	6月
<b>7 刑法上の談合</b>	
(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用者が研究所との契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ない	

<p>で公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>24 月</p> <p>18 月</p> <p>12 月</p>
<p>(2) 前号に掲げる者が一般契約に関して競売・入札の妨害、不正な談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>12 月</p> <p>8 月</p> <p>4 月</p>
<p>8 虚偽記載</p> <p>(1) 研究所契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、当該入札に係る競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をし、または、建設業法第 24 条の第 7 第 1 項に規定する施行体制台帳その他の契約後の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>ア 入札参加資格の要件に関わるものその他重大なもの</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>4 月</p> <p>3 月</p>
<p>(2) 定期又は随時の大阪市入札参加資格申請時及び随時の研究所入札参加資格申請時において、入札参加資格申請書、添付書類等に入札参加資格に関わる事項について、故意又は過失により虚偽の記載をしていたとき</p>	<p>1～24 月</p>
<p>9 暴力行為等</p> <p>有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人が、研究所職員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不相当と認められる言動を行ったとき</p>	<p>12～24 月</p>
<p>10 建設業法違反行為</p> <p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者の役員等、又はその使用人が、研究所契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>12 月</p> <p>9 月</p> <p>6 月</p>
<p>(2) 前号に掲げる者が、一般契約に関して、建設業法違反の容疑により逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>ア 代表役員等</p>	<p>6 月</p> <p>4 月</p>

イ 一般役員等	2月
ウ 使用人	
(3) 研究所契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき	5月
ア 営業停止処分	4月
イ 指示処分	
(4) 一般契約に関して建設業法の規定に違反して行政処分を受けたとき	3月
ア 営業停止処分	2月
イ 指示処分	
(5) 経営事項審査の虚偽申請により行政処分を受けたとき	4月
ア 営業停止処分	3月
イ 指示処分	
11 不正又は不誠実な行為	
(1) 契約の相手方として不適当であると認められるとき	12月
ア 地方独立行政法人大阪市立工業研究所入札談合情報対応マニュアルに基づく事情聴取に応じない又は誓約書を提出しないなど研究所職員の指示に従わないとき	1～12月 2月
イ 前号に掲げる場合のほか、契約の相手方として不適当であると認められるとき	
(2) 研究所契約の履行に当たり、暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けた場合においては、警察への届出又は研究所への報告を行わなかったとき、又は研究所契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が、暴力団等から不当介入を受けた場合において、当該下請人等に対し、警察への届出又は研究所への報告を行うよう指導しなかったとき	1～12月 1～12月
(3) 第12条に定める警告等を受けた場合において、同一年度内に当該警告等の原因となった行為を再び行ったとき	1～12月
(4) 前各号に掲げられる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき、その他契約の相手方として不適当であると認められるとき	
(5) 前各号に掲げられる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者である法人の代表役員等が禁錮以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき	